

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者募集要領

東京都中央卸売市場大田市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則及び関連事業者の業務手続に関する要綱（以下「条例等」という。）に基づくほか、この要領に基づくものとする。

1 市場の名称及び位置

名 称	東京都中央卸売市場大田市場花き棟及び第1関連事業者棟
位 置	東京都大田区東海二丁目2番1号及び三丁目2番7号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

- | | | |
|-----|-------|--|
| (1) | 業 務 | 物販・飲食業務 |
| | 種 類 | 飲食業 |
| | 内 容 | 飲食業 |
| | 募 集 数 | 3業者（花き棟2店舗及び第1関連事業者棟1店舗） |
| (2) | 業 務 | 物販・飲食業務 |
| | 種 類 | 用品販売業又は関連食料品等販売業 |
| | 内 容 | (用品販売業)
包装用品類販売業・衣料品販売業・荒物雑貨類販売業
計量器類販売業・石油類販売業・氷類販売業(製造含む)
船舶用品類販売業・容器回収業・容器製造業
茶類販売業
(関連食料品等販売業)
加工食料品販売業
関連食料品等販売業 |
| | 募 集 数 | 1業者（第1関連事業者棟1店舗） |

3 店舗の位置、面積及び用途

- | | | |
|-----|-----|--------------------------|
| (1) | 位 置 | 花き棟2階中央西側01号関連事業者営業所 |
| | 面 積 | 47.7㎡（店舗） |
| | 用 途 | 飲食業 |
| (2) | 位 置 | 花き棟2階中央西側04号関連事業者営業所 |
| | 面 積 | 47.8㎡（店舗） |
| | 用 途 | 飲食業 |
| (3) | 位 置 | 第1関連事業者棟C-12号1階及び2階 |
| | 面 積 | 40.6㎡（1階店舗）
39.4㎡（2階） |

用 途 (用品販売業)

包装用品類販売業・衣料品販売業・荒物雑貨類販売業
計量器類販売業・石油類販売業・氷類販売業(製造含む)
船舶用品類販売業・容器回収業・容器製造業

茶類販売業

(関連食料品等販売業)

加工食料品販売業

関連食料品等販売業

(4) 位 置 第1 関連事業者棟D-13号1階及び2階

面 積 40.6 m² (1階店舗)

39.5 m² (2階)

用 途 飲食業

4 募集受付

(1) 受付期間

令和元年9月24日(火曜日)から令和元年10月21日(月曜日)まで
(土日祝日を除く平日。)

(2) 受付時間

受付期間の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

東京都大田区東海三丁目2番1号

東京都中央卸売市場大田市場内

東京都事務室市場管理課(事務棟9階)

5 応募手続

応募者は、申込書に別紙1に掲げる所定の書類を添付して提出すること。

ただし、郵送その他配送による申込みは受け付けない。

また、提出書類については、合否にかかわらず返却しない。

6 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

ア 業務許可された日から6か月以内に法人化(応募者が法人の代表とならなければならない)できる者

イ 業務資金を200万円以上有している者

ウ 募集対象の業務経験を3年以上有している者

エ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 応募者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 応募者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑

- に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (ウ) 応募者が条例第38条第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (エ) 応募者がその業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。
- (オ) 応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。
- (カ) 応募者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (キ) 応募者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- (2) 応募者が法人の場合
- ア 業務資金を200万円以上有している者
- イ 募集対象の業務経験を3年以上営んでいる者
- ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者
- (ア) 法人の業務を執行する役員が、破産者で復権を得ないものであるとき。
- (イ) 法人の業務を執行する役員が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (ウ) 法人の業務を執行する役員が、条例第38条第1項の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (エ) 法人の業務を執行する役員が、その業務を的確に遂行することができる資力、信用、知識及び経験を有していない者であるとき。
- (オ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。
- (カ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (キ) 法人の業務を執行する役員が、その業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

7 選考方法

選考は、書類審査及び面接により行う。

8 面接日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年11月5日（火曜日）午後1時30分から
又は

令和元年11月6日（水曜日）午後1時30分から

※1者当たり20分程度

- (2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
東京都特別応接室（事務棟9階）

※面接の日時及び場所は、応募状況によって変更することがある。

9 選考結果

応募者への合否の通知は、令和元年11月中旬までに書面で行う。

10 許可内定

この選考に合格した者は、関連事業者として内定したものとする。

なお、条例等に基づく業務許可の手続は、業務開始時までに別途行う。ただし、内定者が募集時及び業務許可手続のために提出した書類に虚偽があったとき、誓約書に違反したとき及び市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるときは、内定を取り消すことがある。

業務許可の日付は令和元年12月中を予定している。

11 説明会

- (1) 日 時 令和元年9月24日（火曜日）午後1時から

- (2) 場 所 東京都大田区東海三丁目2番1号
東京都中央卸売市場大田市場内
第4会議室（事務棟9階）

12 その他

- (1) 今回の募集は、「大田市場花き棟及び第1関連事業者棟空き店舗使用者の募集（以下、「店舗使用者募集」という。）」と同時に行うため、本募集と店舗使用者募集の全応募者の得点上位の者から合格者を決定する。
- (2) 募集店舗は原状回復がなされているため、営業に必要な設備等は、条例等に基づく業務許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、申請者が自身の負担で用意する必要がある。
- (3) 水道、ガス（都市ガス）の利用に関しては、申請者自身で契約を行う必要がある。
- (4) 施設使用料、市場保証金、店舗使用可能基本電気容量、ガス設備規格、水道設備規格及び位置図は別紙2を参照すること。
- (5) 今回の募集で合格した者が使用できる店舗数は1者あたり1店舗までとする。なお、使用を希望する店舗については、希望が重複した場合、選考結果の上位者を優先する。

13 問合せ先

東京都大田区東海三丁目2番1号 東京都中央卸売市場大田市場
市場管理課 施設管理担当 牧野・堀 TEL 03-3790-6511(直通)

1 申請者が個人の場合

- ・ 使用希望店舗調査票（飲食業を希望する場合）
- ・ 履歴書（別記第 2 号様式の 3）及び写真
- ・ 資産調書（別記第 5 号様式）
- ・ 住民票の写し（※ 1）
- ・ 区市町村長の発行する身分証明書（※ 1）
- ・ 印鑑証明書（※ 1）
- ・ 当該事業開始の日以後 2 年間における事業計画書（別記第 6 号様式）
- ・ 申請者が条例第 3 8 条第 4 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号から第 7 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 1 9 号様式の 2）
- ・ 金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- ・ 直近の所得税青色申告決算書又は白色申告書及びその所得の算出基準となった計算書の写し
- ・ 業務許可を受けた日から 6 か月以内に法人を設立する旨を誓約する書面

2 申請者が法人の場合

- ・ 使用希望店舗調査票（飲食業を希望する場合）
- ・ 定款又は規約の写し
- ・ 登記事項証明書（※ 2）
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 当該事業開始の日以後 2 年間における事業計画書（別記第 6 号様式）
- ・ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株又は出資額を記載した書面（別記第 8 号様式）
- ・ 役員名簿（別記第 9 号様式）
- ・ 法人の代表者の印鑑証明書（※ 1）
- ・ 法人の代表者の履歴書（別記第 2 号様式の 3）及び写真
- ・ 業務を執行する役員が条例第 3 8 条第 4 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号から第 7 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 1 9 号様式の 2）（※ 3）
- ・ 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- ・ 直近の法人事業税の納税証明書

※ 1 申込日前 3 か月以内に発行されたもの。

※ 2 申込日前 6 か月以内に発行されたもの。

※ 3 登記事項証明書に記載のある役員全員分必要。

※ 4 申込日前 1 か月以内に発行されたもの。

施設使用料及び市場保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び市場保証金は次表のとおり

表

	場所及び面積		適用使用料 (円)	使用料月額 (税込) (円)	市場保証金 (円) ※ 2
1	花き棟 2階 中央西側 01号店舗 (47.7 m ²)		関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)	115,958円/月	463,000円
2	花き棟 2階 中央西側 04号店舗 (47.8 m ²)		関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)	116,201円/月	464,000円
3	関連棟 C-12号	1階店舗 (40.6 m ²)	関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)	194,479円/月	777,000円
		2階 (39.4 m ²) ※ 1	関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)		
4	関連棟 D-13号	1階店舗 (40.6 m ²)	関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)	194,722円/月	778,000円
		2階 (39.5 m ²) ※ 1	関連事業者営業所 (2,431円/m ² /月)		

※ 1 2階は事務室等としての使用も可とする。ただし、その場合の適用使用料は使用内容等について聞き取り調査を行い決定する。

※ 2 使用料月額の4ヵ月分

※ 3 消費税は10%です。

店舗使用可能基本電気容量について

	電力量	
	電灯(单相)	動力(三相)
花き棟 2階 中央西側 01号 (飲食業)	10.0 kW	11.5 kW
花き棟 2階 中央西側 04号 (飲食業)	10.0 kW	11.5 kW
関連棟 C-12号 1階及び2階 (用品販売業及び関連食料 品等販売業)	6.0 kW	7.5 kW
関連棟 D-13号 1階及び2階 (飲食業)	10.0 kW	11.5 kW

※店舗機器設置に伴う電気設備について

- ・ 記載の電力量は、借用範囲で接続可能である機器消費電力の合計値です。
- ・ 各店舗の主幹は以下の配線用遮断器(主幹)を設置しております。

電灯回路 : 50AF / 50AT

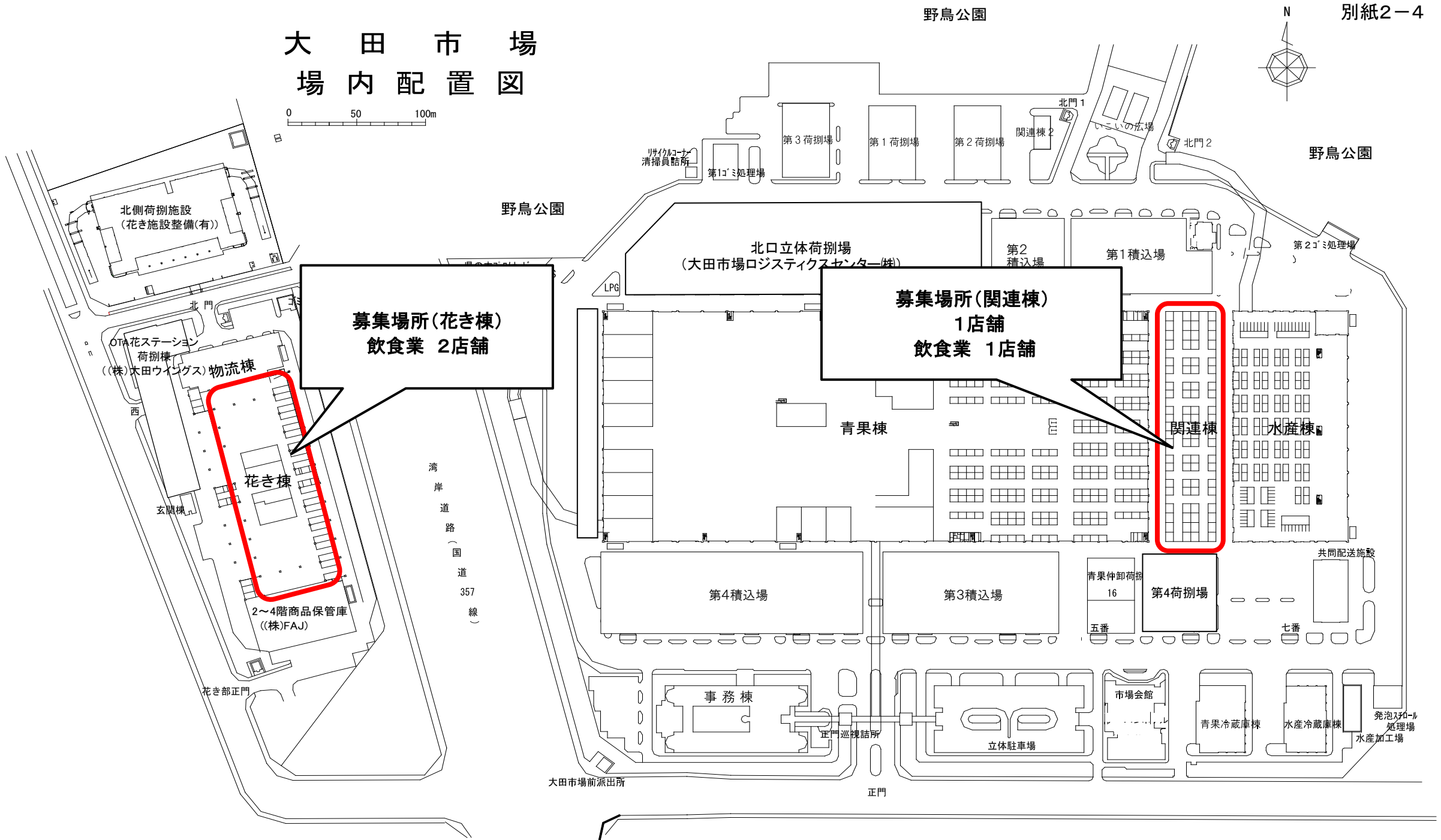
動力回路 : 100AF / 75AT

ガス設備規格、水道設備規格について

	ガス設備規格	水道設備規格
花き棟 2階 中央西側 01号 (飲食業)	都市ガス 13A 25m/m	25m/m
花き棟 2階 中央西側 04号 (飲食業)	都市ガス 13A 25m/m	25m/m
関連棟 C-12号 1階及び2階 (用品販売業及び関連食料 品等販売業)	都市ガス 13A 25m/m	20m/m
関連棟 D-13号 1階及び2階 (飲食業)	都市ガス 13A 32m/m	25 m/m

大田市場 場内配置図

0 50 100m



募集場所(花き棟)
飲食業 2店舗

募集場所(関連棟)
1店舗
飲食業 1店舗

花き棟

関連棟

湾岸道路(国道357線)

野鳥公園

野鳥公園

北口立体荷捌場
(大田市場ロジスティクスセンター株)

青果棟

水産棟

第4積込場

第3積込場

青果仲卸荷捌
16
五番

第4荷捌場

共同配送施設

事務棟

市場会館

青果冷蔵庫棟

水産冷蔵庫棟

発泡スチロール
処理場
水産加工場

立体駐車場

大田市場前派出所

正門

北側荷捌施設
(花き施設整備(有))

リサイクル
清掃員詰所

第1ゴミ処理場

第3荷捌場

第1荷捌場

第2荷捌場

関連棟2

北門1

いいの広場

北門2

第2積込場

第1積込場

第2ゴミ処理場

OTA花ステーション
荷捌棟
(株)大田ウイングス 物流棟

玄関棟

2~4階商品保管庫
(株)FAJ

花き部正門

大田市場 関連棟 店舗配置図

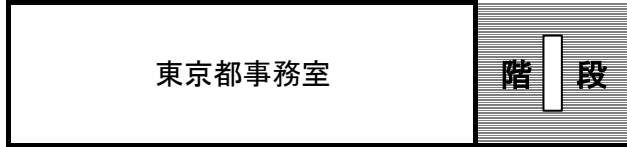
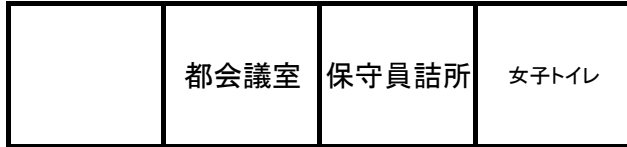
別紙2-5

令和元年5月15日現在



花き棟2階

別紙2-6



玄関棟へ

↑
渡り廊下
↓

セリ場へ



花き棟2階中央西側01号
飲食業



花き棟2階中央西側04号
飲食業